

認定こども園認定審査基準

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の定めに従って、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定を判断するために必要な基準を定める。

(設置経営主体)

第2条 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合、法第3条第5項第1号から3号に規定する要件の審査は、「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）」における社会福祉法人及び学校法人以外の者が保育所を設置する場合の取扱いに準じる。

(定員)

第3条 認定こども園の定員規模は、地域における教育及び保育の状況並びにこども園の管理運営の観点から適切なものであることとし、400人に地域の保育状況を勘案した人数を加えた数を上限とする。

(職員配置)

第4条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号）別表（以下「別表」という。）職員配置の項に規定する保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、次の式によること。

$$\text{必要配置数} = (0\text{歳児の数} \times 1 / 3) + (1 \cdot 2\text{歳児の数} \times 1 / 6) + (3\text{歳児の数} \times 1 / 20) + (4\text{歳以上児の数} \times 1 / 30)$$

※1 年齢区分別にそれぞれ小数点第1位まで計算し（小数点第2位以下切り捨て）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

※2 3歳以上児に係るそれぞれの必要配置数が、当該年齢区分の学級数を下る場合、必要配置数は当該年齢区分の学級数とする。

(職員資格)

第5条 施設設置者は、別表職員資格の項基準の欄第3号及び第4号ただし書の規定により、保育士資格のみ取得している者が学級担任となる場合及び幼稚園の教諭の免許状のみを取得している者が満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する場合は、幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格の具体的な取得方法が具体的になっていなければならない。

2 私立認定こども園の長は次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条又は第21条に規定する要件

(2) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別紙2のⅡの1(2)の(イ)iの(注)の要件

(施設設備)

第6条 別表施設設備の項基準の欄第1号のイの規定については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 子どもの交流が可能な時間・距離であり、同一市町村内であることを原則とする。
- (2) 子どもの計画的な交流の機会を設けていること。
- (3) 計画的な職員の研修・交流を図ること。

2 別表施設設備の項基準の欄第1号のロの規定については、バスや徒歩などの具体的な移動の方法及び安全確保の方法を明確にしなければならない。

3 子どもの交流を行う施設設備については、実施する教育及び保育内容に照らして適切な環境の確保が可能な施設設備を備えていること。

4 別表施設設備の項基準の欄第7号で定める要件を満たすためには、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）及び「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえて実施する必要があること。

(教育及び保育の内容)

第7条 別表教育及び保育の内容の項基準の欄第2号に規定する事項については次のとおりとし、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(1) 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児

期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

(2) 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、(2)に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- ア 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。
- エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(4) 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における

生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(5) 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

ケ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(保育者の資質の向上等)

第8条 別表保育者の資質向上等の項基準の欄に規定する知事が別に定める事項は次のとおりとし、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等及び認定こども園の長となる者の能力の向上を図るための具体的な措置をすること。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらの会議を定期的に行うこと。また、そのために必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。

その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

(5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(6) 教育、保育及び子育て支援に関する研修を実施すること。

(子育て支援)

第9条 別表子育て支援の項基準の欄に規定する知事が別に定める事項は次のとおりとし、地域の実情を踏まえた子育て支援の提供及び保護者が希望するときに利用可能な日数を開所する。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯、特に在宅育児家庭に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- (2) 子育て支援事業としては、育児不安等の相談事業、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進、地域の保育資源の情報提供及び家庭的保育を行う者への支援等地域の実情を踏まえつつ実施することとし、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携し、ネットワーク化を図る等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

附則 この審査基準は、平成26年2月1日から施行する。

附則 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この審査基準は、令和2年6月11日から施行する。

附則 この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。